

## 高知県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための

## 指導者養成研修【特定の者】募集要項

**1 研修の目的**

平成 24 年 4 月 1 日から施行された介護職員等によるたんの吸引又は経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）の制度化を受けて、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的として、実地研修の指導にあたる指導者養成研修を実施します。

**2 受講対象者**

「高知県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者）」における実地研修の指導者となることを承諾した者で、次の要件を全て満たす者とします。

- ①医師または看護師（准看護師は除く）、保健師、助産師の資格を有する者
- ②指導者養成研修の申し込みにあたり所属機関等の代表者等の推薦を受けられる者

**3 受講の方法**

申込者に対して、受講決定後に資料を送付します。

資料に記載されている URL を入力し、ホームページからダウンロードしたテキストと動画を用いて自己学習を行ってください。終了後、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修の実施のための指導者養成事業報告書（アンケート）」に必要事項を記入して、高知県障害福祉課まで送付してください。

**4 修了証明書の交付等**

アンケートを提出された方に対して、研修修了証明書を交付します。

**5 申込みについて**

- (1) 申込期限 **申込は随時行います。**
- (2) 申込方法 別添 1 「受講申込書」に別添 2 「推薦書」及び看護師免許等の写しを添えて、郵送にて申し込んでください。
- (3) 申込先 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 事業者担当
- (4) 受講決定 受講決定は決定通知及び資料の発送をもって代えさせていただきます。
- (5) 受講費用 無料

**6 補則**

この要項に定めるもののほか、当研修の実施に関し必要な事項は、「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱（特定の者対象）」（平成 23 年 11 月 11 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に定めるところによります。

**7 連絡先**

（研修の申し込み、受講決定、修了証の発行に関すること）

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 事業者担当

TEL : 088-823-9635 FAX : 088-823-9260 Email : 060301@ken.pref.kochi.lg.jp